

1、 慰勞委員が業務中の夜勤者に「人並み」不眠の
 2、 慰勞の共済金を減額し給付額とする
 3、 業務員の休憩時間を減らす
 4、 慰勞委員が業務中の夜勤者に「人並み」不眠の
 5、 業務員の休憩時間を減らす
 6、 業務員の休憩時間を減らす
 7、 業務員の休憩時間を減らす
 8、 業務員の休憩時間を減らす
 9、 業務員の休憩時間を減らす
 10、 業務員の休憩時間を減らす

法人協同會福岡出張所

法人協同會福岡出張所

- 態度に出でること
 - 8、 採石賃金一屯に付現在工賃貳拾六錢の五割増
 - 9、 選搬賃金現在一臺九錢五厘の五割増のこと
 - 10、 毎月共済組合決算を報告すること
- 右要求を受けたる下請人は翌三日之を拒絶したので従業
 員代表は更に請負人高木祥次郎に對し陳情したところ同
 人は、
 第一項給料支拂を月二回とし、第十項を拒絶し賃金値上
 は四日回答することとし其の他の事項は之を容認し、翌
 四日更に請負人側は次の通文書を以て回答したのである
 1、 給料支拂日は毎月二十日及五日の二回とす
 2、 配給所の物品は即時値下断行す